

## 9 酒 税

### 統計表を見るに当たって

- この章の統計表は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。
- 酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール事業法の規定の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類されている。  
種類は、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

### 酒 税 の 税 率 ( 1 k l 当 たり )

清 酒	.....アルコール分 15度 .....	140,500円
合 成 清 酒	.....アルコール分 15度 .....	94,600円
しょうちゅう	.....アルコール分 25度 .....	248,100円
み り ん	.....アルコール分 13.5度 .....	21,600円
ビ ー ル	.....	222,000円
果 実 酒 類		
果 実 酒	.....	70,472円
甘味果実酒	.....アルコール分 12度 .....	103,722円
ウイスキー類	.....アルコール分 40度 .....	409,000円
スピリッツ類	.....アルコール分 37度 .....	367,188円
リキュール類	.....アルコール分 12度 .....	119,088円
雑 酒		
発 泡 酒	.....麦芽25%未満のもの .....	134,250円
粉 末 酒	.....	320,500円
その他の雑酒	.....アルコール分 12度 .....	103,722円